

百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録を応援する府民会議規約

(名称)

第1条 この会の名称は、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録を応援する府民会議
(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録を推進するにあたり、資産
の価値の理解を深め、資産を次世代へ確実に継承していくことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録に向けた機運醸成に関連すること
- (2) 百舌鳥・古市古墳群の保護・保存に関連すること
- (3) 百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録に向けた関係機関への要望活動
- (4) その他前条の目的に関連すること

(本会の構成)

第4条 本会は、第2条の趣旨に賛同する団体、法人及び個人をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に会長を置く。

2 会長には、大阪府商工会議所連合会会長をもって充てる。

(役員の職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(事務局)

第7条 本会の事務局は会長が所属する団体及び百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登
録推進本部会議に置く。

(会費)

第8条 入会金、年会費、その他費用は一切徴収しない。

(本会の存する期間)

第9条 本会は、百舌鳥・古市古墳群が世界遺産に登録された日をもって解散する。

(個人情報)

第10条 本会に関わる個人情報は本会事務局で適切に管理し、本会の目的外には一切
使用しないものとする。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定め
るものとする。

附 則

1 この規約は、平成27年12月25日から施行する。